二　債務保証見返勘定
三　派生商品取引に係る資産
四　有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金
五　自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び退職給付に係る資産又は前払年金費用のうち、第四条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分
六　第四条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分
七　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第五条第十二項の規定により同条第七項第三号又は第八項第三号に掲げる額の算出の対象に含まれなかった部分

3　第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。
一　中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの
二　直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの
三　資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第六項に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

第十条第一項及び第二項中「定める期間」を「掲げる期間」に、「当該上回る額に二十五・〇」を「当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五」に、「第二条に定める算式」を「第二条の算式」に改め、同条第三項中「第二条に定める算式」を「第二条の算式」に改め、同条第四項及び第五項中「第二条に定める算式」を「第二条の算式」に、「四パーセント」を「八パーセント」に、「、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額」を「及び第四条第二項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額」に、「第四条第一項第四号」を「第四条第一項第四号」に改める。

第十一条の見出しを「（単体自己資本比率の計算方法）」に改め、同条中「次条」を「以下この章」に、「基本的項目＋補完的項目－控除項目」を「コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額」に改める。

第十三条から第十五条までを次のように改める。

（自己資本の額）

第十三条　第十一条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。
一　普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額（外部流出予定額を除く。）
二　次に掲げる額の合計額
イ　一般貸倒引当金の額（当該額が第十一条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用金庫にあっては、第百二十六条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）
ロ　内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

2　第十一条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。
一　次に掲げる無形固定資産の額の合計額
イ　次に掲げる無形固定資産（のれんに係るものに限る。）の額
(1)　無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額
(2)　無形固定資産（一時差異に係るものを除く。）の額
ロ　繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額
ハ　内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額
ニ　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額
ホ　負債の時価評価（金庫の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額
ヘ　前払年金費用の額
二　自己保有普通出資等の額
三　意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額
四　少数出資金融機関等の対象普通出資等の額
五　労働金庫連合会の対象普通出資等の額
六　特定項目に係る十パーセント基準超過額
七　特定項目に係る十五パーセント基準超過額

3　第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。
一　残余財産の分配について、金庫の会員が法に基づいて払込みを行った出資と同等の劣後的内容を有するものであること。
二　残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数その他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。
三　払戻し又は償還の期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、払戻し又は償還されるものでないこと。
四　発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。
五　剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された限度額を超えない範囲内で行われ、法に基づく場合を除きその額が出資の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限度額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。
六　剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。
七　剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。
八　他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。
九　発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。
十　払込金額が適用される企業会計の基準において会員勘定として計上されるものであること。
十一　現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。